

真岡市議会(以下「議会」という。)は、真岡市民(以下「市民」という。)から民主的に選出された真岡市議会議員(以下「議員」という。)で構成される合議体であり、日本国憲法の定める地方自治の本旨に基づき、二代表制の一翼を担う市民の代表機関及び市の意思決定機関として、市民の信託に応える責務を有している。

議会は、その責務を自覚して政策立案機能及び行政に対する監視機能を十分に発揮し、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との健全な緊張関係を保持しながら、市民の意思を市政運営に適切に反映させることにより、市民生活の向上及び市民福祉の増進を実現することに努めなければならない。

そこで、議会は、議会と議員の果たすべき役割並びに市民及び市長等との関係を明らかにし、市民に開かれた議会運営及び議会活性化を推進するための基本理念として、議会の最高規範である真岡市議会基本条例をここに制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定めることにより、市民の信託に応えるため、議会を活性化し、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

(議会の運営原則)

第2条 議会は、公正性、公平性及び透明性を確保するとともに、真に開かれた議会を目指し、議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に開かれた分かりやすい議会を目指し、積極的な情報の公開及び提供に取り組むことにより、市民への説明に努めるものとする。

3 議会は、議案、請願又は陳情等の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。

4 議会は、市長等に対し、行政運営が適切に行われているかを監視し、及び評価するものとする。

5 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査し、又は審査することにより、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)を適切に活用するものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指し、公正かつ誠実に活動しなければならない。

2 議員は、真岡市政治倫理条例(平成16年条例第11号)をはじめ法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとるとともに、市の意思決定機関の一員としての責務を果たすものとする。

3 議員は、議会活動について、市民への説明に努めるものとする。

4 議員は、市民の意見及び市政の課題を的確に把握するとともに、市政に反映させるため、日常の調査及び研究活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。

5 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尽くすことにより、合意形成に努めるものとする。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、基本的政策及び理念が一致する議員で会派を構成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めるものとする。

3 会派は、その活動について、市民への説明に努めるものとする。

(市民と議会との関係)

第5条 議会は、本会議のほか、委員会を原則として公開するものとし、議会の透明性を高めるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を審議又は審査に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に取り組むものとする。

3 議会は、請願、陳情等の審査に当たっては、市民が議会活動に参加する機会を確保するため、提出者の申し出により、説明及び意見を聴く場を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心を持つことができるよう、真岡市ホームページ、真岡市議会だよりその他の情報伝達手段を用いて、広報活動の充実に努めるものとする。

5 議会は、広く市民の意見を聴取し、議会の活性化を図るよう、議会報告会等による広聴活動の充実に努めるものとする。

(議会と市長等との関係)

第6条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係の保持に努めるとともに、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 本会議における一般質問については、一問一答の方式で行うことができるものとし、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 本会議、委員会その他会議において、市長等は、議長、委員長その他当該会議の議事を進行する者の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑又は質問に対し、その趣旨又は内容を確認するための反問をすることができる。

4 議員は、議長が議会活動に必要と認めるときは、市長等に対し文書質問を行い、文書による回答を求めることができる。

(議会への提案説明等)

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策、予算、決算等について、市長等に対し、形成過程を含む必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(政策提言)

第8条 議会は、条例の提案又は議案の修正を必要に応じて行うなど、市長等に対して積極的に政策提言を行うよう努めるものとする。

2 議会は、前項の目的を達するため政策研究会を置くことができる。

(議決事件の拡大)

第9条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項に規定する議決事件のほか、市政に関わる特に重要な事項については、別に条例を定めることにより、同条第2項に基づく議決事件とすることができる。

(議員間の討議)

第10条 議会は、議員相互の自由な討議を積極的に行うことにより、政策立案及び政策提言に資するよう努めるものとする。

(研修及び調査研究)

第11条 議会は、議員の政策立案及び政策提言の能力の向上に資するため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議員は、政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。

3 議会は、研修及び調査研究に要する予算の確保、情報の提供その他必要な措置を講じるよう市長等に対し求めることができる。

(政務活動費)

第12条 会派及び議員は、市政に関する調査研究のために政務活動費を有効に活用するとともに、その目的に従い適正に執行するものとし、その使途については、市民に対し、説明責任を果たすものとする。

(議会事務局)

第13条 議会は、議会の政策立案機能、立法機能等を補助するため、議会事務局の組織体制の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室における図書及び資料の充実に努めるものとする。

(最高規範性)

第15条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則、規程等は、この条例との整合を図るものとする。

(検証及び見直し)

第16条 議会は、必要に応じて、この条例の検証を行うものとし、必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(真岡市議会委員会条例の一部改正)

2 真岡市議会委員会条例(昭和42年条例第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略